

消費税減税特例プログラム法案

【新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により経済活動が著しく停滞

→ 当面の対策として消費税の税率を引き下げる必要

- 1 政府は、2年間を目途として、消費税（地方消費税を含む。）の税率を一律に5%とするため、消費税の税率を引き下げる特例を設けるものとし、必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとする。この場合において、地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことのないようにすること。
- 2 1の特例は、この法律の施行後6月以内に実施されるものとする。
- 3 1の特例期間については、経済社会情勢等を勘案して必要があると認められるときは、延長されるものとする。
- 4 政府は、1の特例期間の終了後における消費税については、その負担の増加を緩和するため経過的にその税率を8%とするとともに、消費税の税率を一律とするため消費税の軽減税率制度を廃止するものとし、必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該期間の終了後においても地方公共団体の財政に悪影響が及ぶことのないようにするものとする。
- 5 現行の税率（10%）による消費税の収入により財源を確保することとされている社会保障給付等の経費については、引き続きその財源が確保されるよう、歳出の削減・歳入の増加及び特例公債の発行のために必要な措置が講ぜられるものとする。

消費税減税特例プログラム法案

現 行

〔 政府に次の措置を義務付け 〕

